

Q1 ドーピングとは何ですか？

A1 ドーピングとは、スポーツにおいて禁止されている物質や方法によって競技能力を高め、意図的に自分だけが優位に立ち、勝利を得ようとするものです。また、そのような行為を隠す行為のことも指します。

ドーピングは、フェアネスの精神に反し、自分自身の努力や、チームメイトとの信頼、競い合う相手へのリスペクト、スポーツを応援する人々の期待などを裏切る、不誠実で利己的な行為です。

Q2 ドーピングはなぜいけないのですか？

A2 ドーピングが蔓延すると、フェアなスポーツは成立しなくなります。そして、スポーツの土台を支える「フェアネス」が無くなってしまうと、その上に築かれている、スポーツが持つ多様な価値は壊れてしまいます。

それは、スポーツの社会的な信用を失墜させることにもつながります。さらに、ドーピングは健康上の被害を引き起こす可能性がある危険な行為でもあるのです。

Q3 禁止物質・禁止方法を教えてください

A3 禁止物質・禁止方法は、世界アンチ・ドーピング機構（WADA）の禁止表に掲載されており、次の3つに分類されています。①常に禁止される物質と方法（競技会（時）および競技会外）、②競技会（時）に禁止対象となる物質と方法、③特定競技において禁止される物質です。WADAの禁止表は、少なくとも1年に1回（毎年1月1日）更新されるため、常に新しい情報を確認しておく必要があります。

Q4 ドーピング検査とはどういうものですか？

A4 ドーピング検査は尿や血液を採取し、これをWADA認定分析機関で分析します。ドーピング検査には「競技会検査」と「競技会外検査」とがあります。「競技会検査」ではすべての禁止物質と禁止方法が対象となりますが、「競技会外検査」では、禁止表に記載の常に禁止される物質と方法（例：無承認物質、蛋白同化薬、ペプチドホルモン、ベータ2作用薬、利尿薬および隠蔽薬、隠蔽操作など）が対象となります。興奮薬や麻薬、カンナビノイド、糖質コルチコイドは、競技会外検査では対象となりません。

Q&A

Q5 競技会外検査とはどういうものですか？

A5 ドーピングによる不正をより効果的に防ぐため、また競技者のクリーンさを証明するため、トレーニング期間中などに検査が行われます。対象競技者より提出された居場所情報などに基づき、事前の通告なしに実施され、採尿等の手続きは競技会検査と基本的に同じです。

Q6 競技会でのドーピング尿検査はどのように行われますか？

A6 ドーピング尿検査は、以下の流れで行われます。

- (ア) **通告**：検査対象者は競技終了後にシャベロンから通告されます。
- (イ) **受付**：通告されたら、速やかにドーピング検査室に行かなければなりません。検査を拒否するとアンチ・ドーピング規則違反とみなされます。検査室には1人の付き添いが認められます。
- (ウ) **採尿**：採尿カップを選び、同性の検査員の立会いのもとにトイレで採尿します。
- (エ) **分注・封印**：サンプルキットを選び、尿をA・B2つの検体用ボトルに分注し、封をします。
- (オ) **薬物の申告**：7日以内に使用した薬物とサプリメントを申告します。
- (カ) **コメント**：検査手続き中に気づいたことがあれば、補足報告書に記入します。
- (キ) **署名**：公式記録書の記載内容、手続きに問題がなかったかを確認して署名します。競技者用の写しは必ず保管します。

詳細は日本アンチ・ドーピング機構（JADA）のHPを確認してください。

Q7 検査で陽性になったらどうなりますか？

A7 A検体の分析結果に疑わしい所見が見られた場合、本人に通知され、本人が要求すればB検体の確認分析が行われます。B検体もA検体と同じ所見であればアンチ・ドーピング規則違反となり制裁が課せられる可能性があります。なお、違反の認定・制裁内容を決定する前に、聴聞会が開かれ、本人には弁明の機会が与えられます。制裁には成績・記録の抹消、資格停止などがあります。また、選手以外にもサポートスタッフなど違反に関与した者に制裁が課せられることがあります。

Q8 治療のために医師から薬を処方されていますが、大丈夫ですか？

A8 病気の治療薬にも禁止物質があります。たとえば、(1)糖尿病治療薬のインスリン、(2)ぜん息治療薬のベータ2作用薬、(3)痛風治療薬のプロベネシド、(4)高血圧治療薬の利尿薬・ベータ遮断薬（特定競技のみ）などです。処方される薬については主治医からよく説明を受けて、薬物名を記録しておきます。なお、薬品に関する問い合わせ先は、Q14を参照してください。

Q9 治療のため、どうしても禁止物質を使用しなければならぬ場合はどうすればよいですか？

A9 治療のために禁止物質がどうしても必要な場合には、治療使用特例（Therapeutic Use Exemptions, TUE）を申請します。所定の用紙（TUE申請書）に確認書と医療情報を添えて申請し、審査で許可されれば（承認書が送られる）、使用できます。ただし、治療上必要であり、他に治療法がなく、使用しても競技力を高めないものに限定されています。TUE申請書類は、JADAのTUE委員会へ提出します。なお、国際大会に参加する競技者は国際競技連盟などに提出する必要がありますので、所属競技団体に問い合わせてください。

Q10 ぜん息治療薬の注意点は何か？

A10 ぜん息の治療に使用されるベータ2作用薬は、（競技会（時）および競技会外）禁止物質であり、吸入ベータ2作用薬もTUE申請が必要です。ただし、吸入ベータ2作用薬の一部はTUE不要であり、日本スポーツ協会の使用可能薬リストを参考にしてください。

TUE申請が必要な場合、JADAへの提出にはJADAのHPから「気管支喘息治療に関するTUE申請のための情報提供書」をダウンロードし使用してください。

Q11 市販の薬にも禁止物質は含まれていますか？

A11 市販の風邪や鼻炎の薬には禁止物質が含まれているものが多く注意が必要です。一部の漢方薬にも麻黄を含むものがあり、麻黄には（競技会時）禁止物質のエフェドリンが含まれています。また、市販の胃腸薬の中には（競技会時）禁止物質の興奮薬ストリキニーネ（ホミカ）を含むものがあります。強精剤の一部には（競技会（時）および競技会外）禁止物質のメチルテストステロン（蛋白同化薬）等が含まれています。

Q12 風邪のときはどうしたらよいですか？

A12 禁止物質を含まない薬がありますので、症状に応じて医師から適切な処方を受けてください。その際、医師に自分がドーピング検査の対象となる可能性があることを伝え、禁止物質が含まれない薬を処方してもらうようにしてください。日本スポーツ協会発行「使用可能薬リスト」を持参して医師に見てもらおうと、違反しない薬品を選択するのに便利です。市販の風邪薬を使用する際にも、薬局薬剤師に相談するなどして、細心の注意を払ってください（Q11、Q14 参照）。

Q13 サプリメントはどのようなものなら安全ですか？

A13 最近ではサプリメントに関連したアンチ・ドーピング規則違反が目立ちます。海外で市販されているサプリメントの中には、禁止物質を含むものが少なくありません。

サプリメントは医薬品とは異なり、成分をすべて表示する義務はなく、完全に安全な製品を示すことは難しいのが現状です。国内のサプリメントの安全性については、JADA が示した「スポーツにおけるサプリメントの製品情報公開の枠組みに関するガイドライン」に基づき、日本分析センターがスポーツサプリメント製品の情報を公開しています。また、海外ではいくつか認証システムがあります。リスクを軽減するには、これらの情報を参考にしてください。ただし、これらは製品の完全なる安全を保障するものではなく、あくまで自己責任となります。

Q14 薬に関する問い合わせ先

A14 医薬品の使用可否の確認のためには、スポーツドクターやスポーツファーマシストに相談することをお勧めします。各都道府県の薬剤師会が設置するホットラインへFAXで問い合わせることも可能です。

また、JADA が運営する Global DRO というサイトも医薬品に禁止物質が含まれているかどうかを調べるのに便利です。

アンチ・ドーピングについてのさらに詳しい知識や内容については、JADA のHPを確認してください。本リーフレットもJADAのHPを参照し作成しています。



本リーフレットは日本スポーツ協会のホームページよりダウンロードできます。

アンチ・ドーピング情報と併せてご確認ください。



アンチ・ドーピング

Q & A

2021年3月発行

公益財団法人日本スポーツ協会

TEL : 03-6910-5806 FAX : 03-6910-5819

